

[商品概要説明書]

令和3年12月8日 現在

1. 商品名	(SDGs・環境配慮型) スペシャルマイカーローン eco							
2. お申込み年齢	・申込時年齢が満20歳以上満65歳以下で、最終返済時満75歳未満の方							
3. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす給与所得者または個人事業者のお客様 ・前年度税込年収150万円以上の安定継続収入のある方 ・SMBCファイナンスサービス(株)の保証を受けられる方 ・当組合の営業地域内に居住あるいは勤務されている方 ・就職内定者と新卒者も可といたします(但し、親権者を連帯保証人といたします) ・同一勤務先又は同一事業に1年以上又は営業している方、但し新卒者は対象とする ・反社会的勢力に該当しない方							
4. 資金用途	① エコカー減税対象車両の新車購入資金 ② 上記①の購入資金の場合で下取車残債決済の上乗せ資金及び付属品、関連諸費用等の上乗せ資金。 但し、今般の購入車両本体価格の25%もしくは50万円のいずれか低い金額を上限とする。							
5. 実行方法	原則、本人口座経由の振込指定といたします。							
6. お借入金額	10万円以上1,000万円以下(1万円単位)							
7. お借入期間	6ヶ月以上10年以内(6ヶ月単位)							
8. お借入金利	・変動金利方式のみ ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。 ・新規お借入時の金利は年2回、4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として各々6月1日・12月1日からの適用金利を決定します。 ・お借入後の金利は、年2回、毎年4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として行ないます。 見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日より適用いたします。 その場合、新長期プライムレートの変動幅と同じだけ引き上げ、引き下げを致します。							
9. ご返済方法	・毎月元利均等返済、元利均等ボーナス併用返済(お借入金額の50%までボーナス月増額返済もできます。)							
10. 保証人・保証料等	・保証会社の保証をおつけいただけますので、原則として別途保証人をたてていただく必要はありません。 但し、保証会社が必要と認めた場合には、この限りではありません。 ・申込対象者が就職内定者・新卒者の場合は、親権者1名を連帯保証人とします。 ・保証料は金利に含まれます。 ・新規証書貸付事務取扱手数料として2,200円が必要となります。 ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。							
11. 担保	不要							
12. 申込時必要書類	用意いただく書類 ① 本人確認書類 (運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート)※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。 ※外国人の場合は、登録原票記載事項証明書(正本)または外国人登録票(写し)を追加提出いただけます。 ② 所得証明資料 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">給与所得者</td> <td>源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点</td> </tr> <tr> <td>自営業者</td> <td>納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる) 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点</td> </tr> </table> ③ 資金用途確認資料 ・見積書、請求書、契約書等の写し(リース契約書は確認資料には該当しません) ④ その他確認資料 就職内定者の場合は内定通知書(写)、新卒者の場合は健康保険証(写)を徴求 記入いただく書類 ①ローン借入申込書(SMBC)②お客さまの個人情報の取扱いについて(当組合用) ③変動金利制適用に関する特約書			給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点	自営業者	納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる) 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点	
給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点							
自営業者	納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる) 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点							
13. 繰上返済など	・繰上返済を行なう場合や返済条件を変更する場合、以下のとおりの手数料が必要となります。 【繰上返済手数料】 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">全額繰上償還</td> <td style="width: 15%;">一部繰上償還</td> <td style="width: 15%;">都度</td> <td style="width: 15%;">5,500円</td> <td style="width: 15%;">5,500円</td> </tr> </table> 【その他条件変更手数料】・5,500円			全額繰上償還	一部繰上償還	都度	5,500円	5,500円
全額繰上償還	一部繰上償還	都度	5,500円	5,500円				

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

14. 苦情処理措置
紛争解決措置

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。

【窓口：富山県信用組合総務部】

電話0763-33-3351

受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.toyama-kenshin.co.jp>

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。

【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

電話 03-3567-2456

受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および協会の休日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

[商品概要説明書]

令和3年12月8日 現在

1. 商品名	(SDGs・環境配慮型) スペシャルリフォームローン eco												
2. お申込み年齢	・申込時年齢が満20歳以上満65歳以下で、最終返済時年齢が満75歳未満の方 ※返済期間15年超または融資金額1,000万円以上の場合は団体生命信用保険の加入が必須となります。 【一般団信】 申込時年齢が満20歳以上65歳未満で、最終返済時満75歳未満の方 【3大疾病団信】 申込時年齢が満20歳以上51歳未満で、最終返済時満75歳未満の方												
3. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす給与所得者または個人事業者のお客様 ・安定した収入がある方、または安定した収入が見込める方 (返済期間15年超または融資金額1,000万円以上の場合は団体生命信用保険適格者の方) ・SMBCファイナンスサービス(株)の保証を受けられる方 ・当組合の営業エリアに居住し、リフォーム対象物件に居住している方 ・リフォーム物件は申込人または第2親等以内の家族が所有または共有している方 ・リフォーム物件の賃貸物件に居住している方(県外から移住予定の方も対応可) ・反社会的勢力に該当しない方												
4. 資金使途	・次の環境に配慮した工事を含むリフォーム資金。 ① エコ住宅設備の設置(太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器) ② 開口部の断熱改修(ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換) ③ 外壁、屋根、天井又は床の断熱改修を伴うリフォーム費用 ④ 上記①、②、③に付随したリフォーム費用 等 ※借換対象融資は、残債務の範囲内とし、諸費用は除く。 住宅の増改築やエクステリア、車庫、造園、大型家具・家電 等 環境保全に直結しない工事については、既存リフォームローンで対応する												
5. 実行方法	・原則、本人口座経由の振込指定といたします。												
6. お借入金額	10万円以上1,500万円以下(1万円単位) ※移住に伴うリフォーム資金は、500万円以内。												
7. お借入期間	6ヶ月以上20年以内(1ヶ月単位)												
8. お借入金利	・変動金利方式のみ ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。 変動金利方式 ・新規お借入時の金利は年2回、4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として各々6月1日・12月1日からの適用金利を決定します。 ・お借入後の金利は、年2回、毎年4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として行ないます。 見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日より適用いたします。 その場合、新長期プライムレートの変動幅と同じだけ引き上げ、引き下げを致します。												
9. ご返済方法	・毎月元利均等返済(お借入金額の50%までボーナス月増額返済もできます。)												
10. 保証人・保証料等	・保証会社の保証をおつけいただきますので、原則として別途保証人をたていただく必要はありません。 但し、保証会社が必要と認めた場合には、この限りではありません。 ・保証料は金利に含まれます。 ・新規証書貸付事務取扱手数料として2,200円が必要となります。・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。												
11. 担保	不要												
12. 申込時必要書類	用意いただく書類 ① 本人確認書類(運転免許証・健康保険証の写し) ※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。 ※外国人の場合は、登録原票記載事項証明書(正本)または外国人登録票(写し)を追加提出いただきます。 ② 所得証明資料 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">給与所得者</td> <td>源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点</td> </tr> <tr> <td>自営業者</td> <td>納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる)確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点</td> </tr> </table> ③ 資金使途確認資料 ・見積書・工事請負契約書・請求書等 ④ リフォーム対象物件(土地・建物)の謄本 (申込時点においてリフォームの場合3ヵ月以内:借換の場合1ヶ月以内) ⑤ リフォーム対象物件が賃貸の場合は、賃貸借契約書(写し)及び事前に所有者からリフォームの「承諾書」 記入いただく書類 ①ローン借入申込書(SMBC)②お客さまの個人情報の取扱いについて(当組合) ※③団体信用生命保険加入の場合は、団体信用保険 被保険者申込書兼告知書(3大疾病の場合は当該申込書)			給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点	自営業者	納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる)確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点						
給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点												
自営業者	納税証明書(その2)、または 税務署の受付印のある(電子申告の場合は受付番号等確認できる)確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点												
13. 実行時必要書類	・融資実行までに住民票等の移住確認資料(移住に伴うリフォームの場合)												
14. 実行後必要書類	・工事完了通知書(当組合所定) ・性能証明書等 各種証明書												
15. 繰上返済など	・繰上返済を行なう場合や返済条件を変更する場合、以下のとおりの手数料が必要となります。 【繰上返済手数料】 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3">全額繰上償還</td> <td>500万円未満</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円以上1,000万円未満</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上償還</td> <td>都度</td> <td>全額繰上償還に同じ</td> </tr> </table> 【その他条件変更手数料】・11,000円			全額繰上償還	500万円未満	22,000円	500万円以上1,000万円未満	33,000円	1,000万円以上	44,000円	一部繰上償還	都度	全額繰上償還に同じ
全額繰上償還	500万円未満	22,000円											
	500万円以上1,000万円未満	33,000円											
	1,000万円以上	44,000円											
一部繰上償還	都度	全額繰上償還に同じ											

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

16. 苦情処理措置
紛争解決措置

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。

【窓口：富山県信用組合総務部】
電話0763-33-3351

受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および金融機関の休日を除く)
受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.toyama-kenshin.co.jp>

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。

【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および協会の休日を除く)

電話 03-3567-2456

受付時間 午前9時～午後5時

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)